

「雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会」規約

改正(案)	改正前
(設置) 第1条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。	(設置) 第1条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。
(目的) 第2条 平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を上回る洪水により大災害が頻発していることから、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、水防災意識社会を再構築することが喫緊の課題となっているため、本協議会は県、市町、国の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものにすることを目的とする。	(目的) 第2条 平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を上回る洪水により大災害が頻発していることから、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、水防災意識社会を再構築することが喫緊の課題となっているため、本協議会は県、市町、国の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものにすることを目的とする。
(協議会の対象河川) 第3条 協議会は、斐伊川・赤川・三刀屋川・久野川、その他雲南圏域における指定区間内の一級河川を対象とする。	(協議会の対象河川) 第3条 協議会は、斐伊川・赤川・三刀屋川・久野川、その他雲南圏域における指定区間内の一級河川を対象とする。
(協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。	(協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> 一 現状の水害リスク情報や取組状況の共有 二 逃げ遅れによる人的被害をなくす、地域社会機能の継続性を確保することを実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 一 現状の水害リスク情報や取組状況の共有 二 逃げ遅れによる人的被害をなくす、地域社会機能の継続性を確保することを実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
(協議会) 第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。	(協議会) 第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
<ul style="list-style-type: none"> 2 協議会は、第1項によるものほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 2 協議会は、第1項によるものほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。
(幹事会) 第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。	(幹事会) 第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。
<ul style="list-style-type: none"> 2 幹事会は、別表 2 に掲げる構成員をもって構成する。 3 幹事会は、第2項によるものほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 2 幹事会は、別表 2 に掲げる構成員をもって構成する。 3 幹事会は、第2項によるものほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

「雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会」規約

改正(案)	改正前
(会議の公開) 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。	(会議の公開) 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。
2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。	2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。
(協議会資料等の公表) 第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。	(協議会資料等の公表) 第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。	2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。
(事務局) 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。	(事務局) 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2 事務局は、島根県土木部雲南県土整備事務所が務める。	2 事務局は、島根県土木部雲南県土整備事務所が務める。
(雑則) 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。	第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。
(附則) 1 本規約は、平成29年6月27日から施行する。 2 本規約は、平成29年12月4日から施行する。 3 <u>本規約は、令和元年6月 日から施行する。</u>	(附則) 1 本規約は、平成29年6月27日から施行する。 2 本規約は、平成29年12月4日から施行する。

「雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会」規約

改正(案)	改正前
<p style="text-align: center;">別表1 雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会</p> <p>(委員)</p> <p>雲南市長 奥出雲町長 飯南町長 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長 気象庁 松江地方気象台長 島根県 雲南県土整備事務所長 仁多土木事業所長</p> <p>(オブザーバー) 島根県 防災部 防災危機管理課 島根県 土木部 河川課 国土交通省 中国地方整備局 河川部</p>	<p style="text-align: center;">別表1 雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会</p> <p>(委員)</p> <p>雲南市長 奥出雲町長 飯南町長 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長 気象庁 松江地方気象台長 島根県 雲南県土整備事務所長 仁多土木事業所長</p> <p>(オブザーバー) 島根県 防災部 防災危機管理課 島根県 土木部 河川課 国土交通省 中国地方整備局 河川部</p>

「雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会」規約

改正(案)	改正前
<p style="text-align: center;">別表2 雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会幹事会</p> <p>(構成員)</p> <p>雲南市 <u>防災部長</u> 雲南市 建設部長 奥出雲町 総務課長 飯南町 総務課長 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 副所長 気象庁 松江地方気象台 防災管理官 島根県 雲南県土整備事務所 企画調整スタッフ 統括調整監 仁多土木事業所 業務課長</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>島根県 防災部 防災危機管理課 島根県 土木部 河川課 国土交通省 中国地方整備局 河川部</p>	<p style="text-align: center;">別表2 雲南圏域県管理河川に関する減災対策協議会幹事会</p> <p>(構成員)</p> <p>雲南市 <u>統括危機管理監</u> 雲南市 建設部長 奥出雲町 総務課長 飯南町 総務課長 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 副所長 気象庁 松江地方気象台 防災管理官 島根県 雲南県土整備事務所 企画調整スタッフ 統括調整監 仁多土木事業所 業務課長</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>島根県 防災部 防災危機管理課 島根県 土木部 河川課 国土交通省 中国地方整備局 河川部</p>